

## 【周知】 大学施設の使用・貸出について

令和4年4月26日

公立大学法人秋田県立大学 総務本部長

新型コロナウイルス感染症に対する警戒を要するようになって2年が経過しましたが、秋田県では新規感染者数の下げ止まりが続いており、引き続き警戒が必要です。

一方、国と秋田県は、オミクロン株の特徴を踏まえ、感染対策の重点化と社会経済活動の継続を図るための取り組みを始めました。

これらの状況を踏まえ、本学の施設の使用・貸出について、感染対策を充分に行うことなどを条件に、屋外施設の貸出について、一部その運用を改めることとします。

なお、学内での感染リスクを考慮し、屋内施設については引き続き貸出中止とします。

- ① 施設の使用・貸出は屋外施設のみ可とし、屋内施設については引き続き貸出中止とします。また、屋外施設の使用・貸出は本学学生の使用希望を優先します。

学外者に対する屋外施設の貸出にあたっては、許可された施設に限定するものとし、それ以外の箇所には、屋内外にかかわらず、みだりに立ち入ってはいけません。

- ② 一施設一団体のみの使用・貸出となります。そのため他団体との合同練習や練習試合などは出来ません。

- ③ 多人数での使用は不可とし、その可否については大学が判断します。

- ④ 使用者は体調管理に留意し、37.5℃以上の発熱や体調不良の場合、また、県外との往来した者や感染者との濃厚接触があった者は参加を自粛するなどし、施設使用に際しては徹底した感染防止対策を行ってください。

- ⑤ 使用・貸出を許可した後でも、状況により許可を取り消すことがあります。

『馴れ』に気をつけ、一人一人が当事者意識をもって、引き続き感染予防に努めましょう。

以上